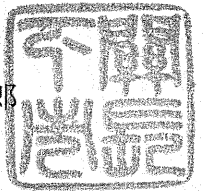


下 廃 第 7 2 6 号
令和5年(2023)年5月16日

北九州第一法律事務所
弁護士 池上 遊 様

弁護士法人
女性総合法律事務所ラレーヌ・ビクトリア
弁護士 後藤 景子 様

下関市長 前田 晋太郎



「2023(令和5)年4月28日公開質問状～金山三郎さん所有地の不法投棄廃棄物に関して5～」に対する回答について

平素から市政にご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

なお、書面での回答の他に5月24日に面会による質疑の場を設けることをご希望されていますが、本市の見解について、この書面での回答の他に申し上げることはなく、廃棄物対策課に来庁されてもご対応できませんので、ご了解下さい。

担当課 環境部廃棄物対策課
廃棄物指導係

電話番号 (083) 252-7152

【別紙回答】

- 1 上記の「廃棄されたものであるならば」という条件の法的根拠は何でしょうか。

【回答】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）第2条です。

- 2 廃掃法第2条は、次のように規定されています。（条文省略）

上記の「廃棄物」の定義規定によれば、廃棄物とは「汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」であり、「廃棄されたものならば」という条件は不要ではないでしょうか。

【回答】

法第2条に基づく廃棄物該当性の判断のため、必要と考えております。

なお、これまで繰り返しお答えしているとおり、本件残土については、混入物が極めて僅少なため、廃棄物とは判断できないものと考えております。

- 3 紙くずは、家庭や事業所から排出され、廃棄された後に廃棄物になるのですか。それとも占有者に「不要物」と判断されたときに廃棄物になるのですか。

【回答】

「不要物」に該当するか否かは、物の性状、排出の状況、通常の実態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断されるものと認識しております。

- 4 コンクリートくずは、事業所（または家庭）から排出され、廃棄された後に廃棄物になるのですか。それとも占有者に「不要物」と判断されたときに廃棄物になるのですか。

【回答】

3の回答のとおりです。

- 5 コンクリートくずが「廃棄されたもの」であるか否かに関わらず廃棄物に当たるならば、2023年1月20日付け公開質問状の質問2～6にあらためてご回答ください。

【回答】

2の回答のとおりです。